

バリアフリー基本構想に関する自治体調査の結果について

国土交通省 関東運輸局
共生社会推進課

調査概要

○バリアフリー法に基づく、移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び基本構想の作成状況や作成予定、特定事業の進捗状況を把握するため、全国の区市町村に対し、国土交通省が毎年調査を実施。

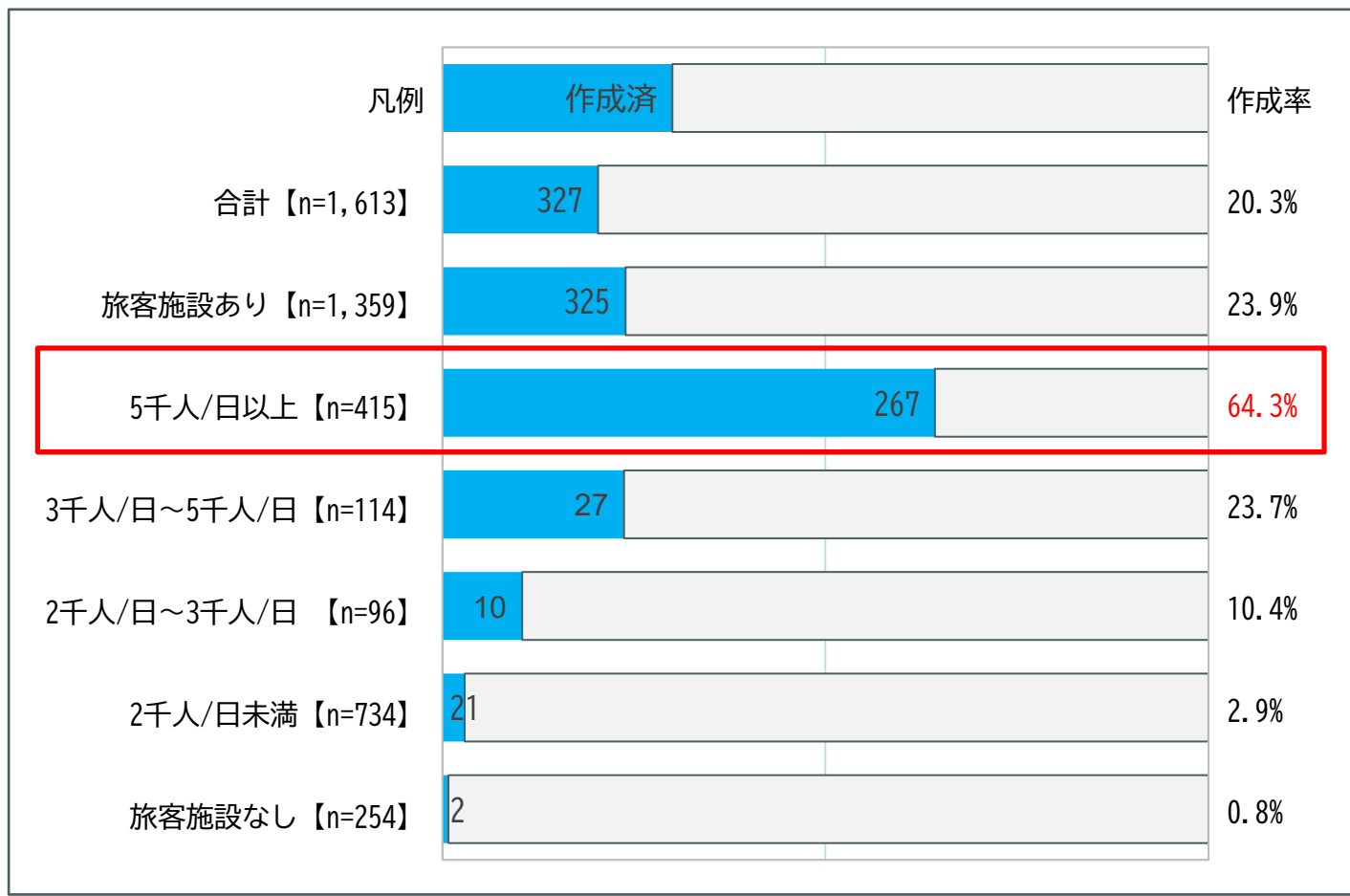
○令和6年10月末時点の状況について依頼し、回答を得たもの。

■調査概要

調 査 対 象	全国の区市町村
調 査 期 間	令和 6年11月28日 ~ 12月27日
配 布 数	1,741
回 答 数	1,613（回答率92.6%）
調 査 内 容	・ マスタープラン・基本構想の作成状況及び作成予定 ・ 作成済みのマスタープラン・基本構想の内容 ・ 基本構想に位置付けられた特定事業等の進捗状況 ・ バリアフリーに係る区市町村の体制 等

○令和6年10月末時点において、基本構想を作成済の区市町村は327となっている。
○基本構想の作成率について、1日あたり平均利用者が5千人以上の旅客施設を有する区市町村では約64%となっている一方で、3千人～5千人は約24%、2千人～3千人は約10%に留まっている。

■基本構想作成状況（グラフ内の数値は自治体数）

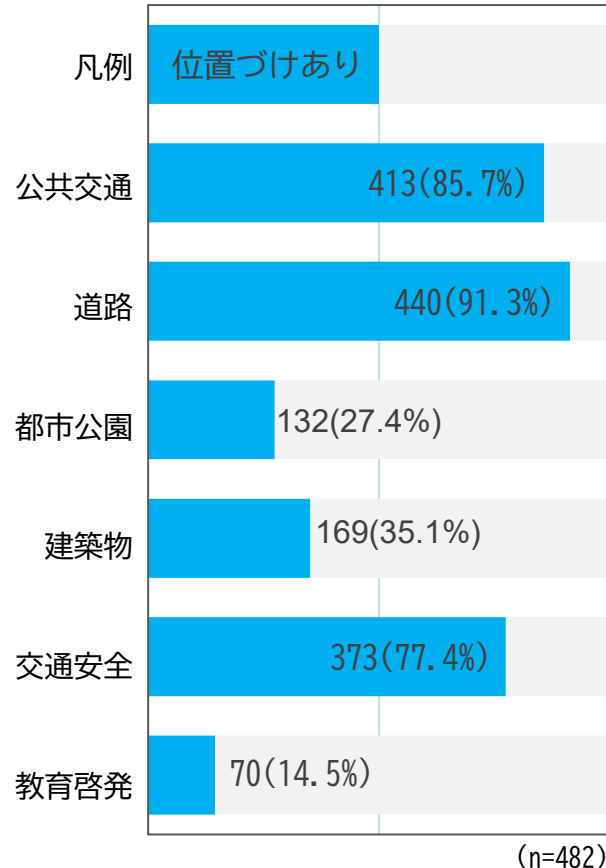


※区市町村内で、1日あたり平均利用者が最も多い旅客施設の規模に応じて分類

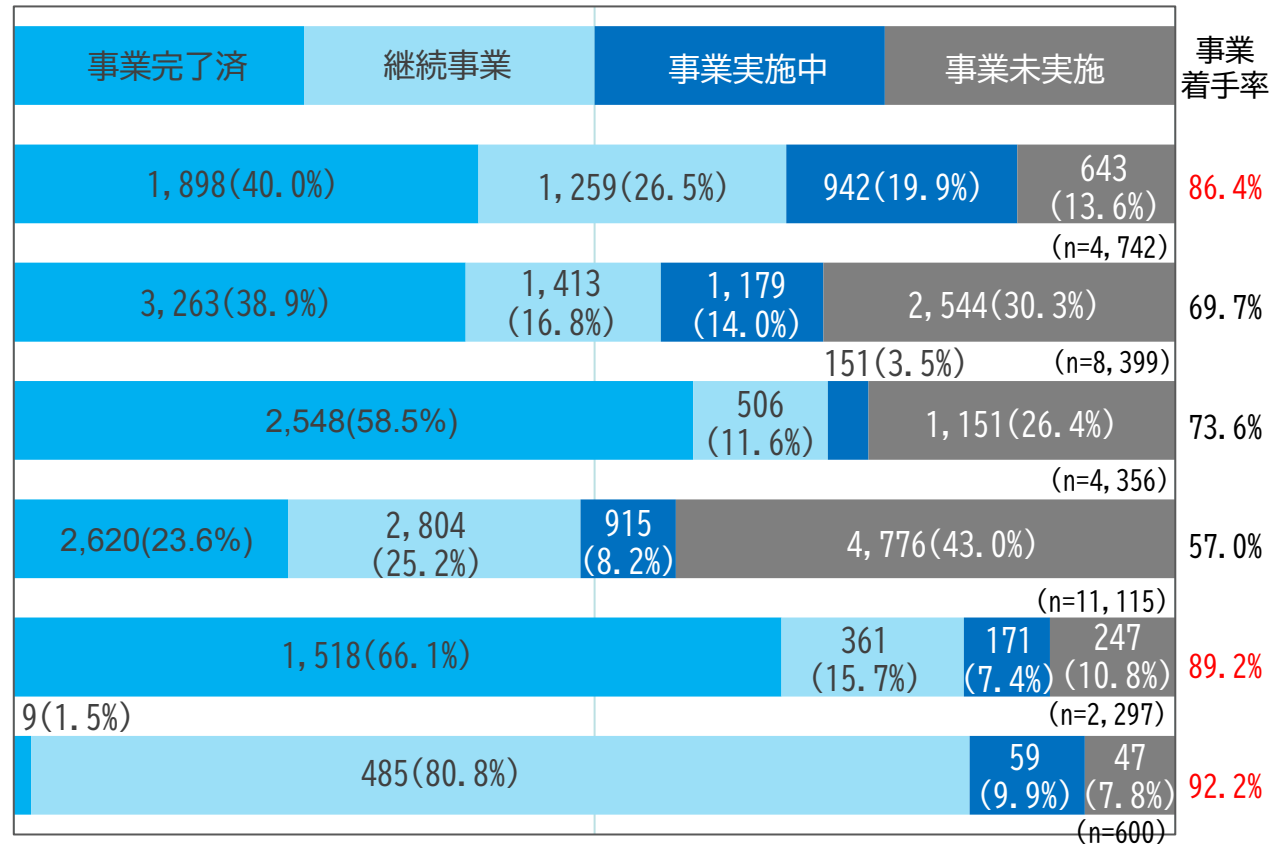
特定事業進捗状況【全国】

- 特定事業のうち、**道路特定事業**（約91%）、**公共交通特定事業**（約86%）、**交通安全特定事業**（約77%）が特に多く基本構想に位置づけられている。
- 特定事業の進捗状況（事業着手率）は、**教育啓発特定事業**（約92%）、**交通安全特定事業**（約89%）、**公共交通特定事業**（約86%）が特に高くなっている。

■特定事業の基本構想への位置づけ



■各特定事業の進捗状況（対象：計画作成済の事業進捗状況）



■数値は各特定事業の位置づけのある基本構想数とその割合（対 全基本構想）

■数値は各特定事業の事業数とその進捗割合（対 計画作成済事業数）

事業が未進捗の理由

- 全般的に「**関連事業者と調整が必要**」「**事業費の確保が困難・未確定**」の割合が高く、「他の計画・事業で進めている」の割合は低い。
- 道路特定事業及び建築物特定事業では「**事業費の確保が困難・未確定**」の割合が特に高い。
- 都市公園特定事業では「**関連計画・事業との調整が必要**」の割合が他事業と比較して高い。

(1) 公共交通特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	12	24.5
関連事業者と調整が必要	22	44.9
事業費の確保が困難・未確定	21	42.9
他の計画・事業で進めている	5	10.2
構造的・空間的な問題がある	10	20.4
その他	2	4.1
回答母数	49	-

(2) 道路特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	30	31.6
関連事業者と調整が必要	31	32.6
事業費の確保が困難・未確定	51	53.7
他の計画・事業で進めている	10	10.5
構造的・空間的な問題がある	27	28.4
その他	6	6.3
回答母数	95	-

(3) 都市公園特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	13	56.5
関連事業者と調整が必要	10	43.5
事業費の確保が困難・未確定	10	43.5
他の計画・事業で進めている	2	8.7
構造的・空間的な問題がある	7	30.4
その他	1	4.3
回答母数	23	-

(4) 建築物特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	12	25.5
関連事業者と調整が必要	22	46.8
事業費の確保が困難・未確定	26	55.3
他の計画・事業で進めている	1	2.1
構造的・空間的な問題がある	12	25.5
その他	4	8.5
回答母数	47	-

(5) 交通安全特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	4	17.4
関連事業者と調整が必要	12	52.2
事業費の確保が困難・未確定	8	34.8
他の計画・事業で進めている	1	4.3
構造的・空間的な問題がある	2	8.7
その他	1	4.3
回答母数	23	-

(6) 教育啓発特定事業

	計画数	割合(%)
関連計画・事業と調整が必要	0	0
関連事業者と調整が必要	1	25.0
事業費の確保が困難・未確定	0	0
他の計画・事業で進めている	0	0
構造的・空間的な問題がある	0	0
その他	2	50.0
回答母数	4	-

※対象は、事業の進捗状況において「ほとんど（全く）進捗していない」とした事業が1以上ある計画

※回答については、複数回答

基本構想作成済計画の評価・見直し等について

■事後評価の取組

(1) 事後評価の実施状況

	計画数	割合(%)
事後評価を実施している	84	17.4
事後評価を実施予定である (現時点では未実施)	71	14.7
事後評価を実施していない (実施予定はない)	260	53.9
無回答	67	13.9
計	482	100

(2) 事後評価を行っていない理由

大分類	小分類	計画数	意見(趣旨)
事後評価が 不要と認識	必要性がない	5	○事後評価を実施する必要性がない/感じない
	事業実施中	5	○継続事業のため○事業が進捗しているため○整備が未完了のため
	個別対応	4	○事業実施時に個別に管理
	特に理由がない	2	○特になし
計画記載の 問題	位置づけなし	16	○事後評価を位置付けていない○評価・見直しについて記載していない
	評価方法が不明瞭	4	○評価基準が明確でない○事後評価の進め方が決まっていない
庁内の事情	対応負担	10	○費用負担がかかるため○人力的問題/体制づくりができていない
	他事業優先	3	○他の整備事業が優先された○他業務との優先度を鑑みた結果 ○延期になりそのまま
その他	計画終了	9	○計画期間が終了○事業が完了済
	その他事情	7	○各種委員会で適宜評価されている○事業者の個別計画で実施している ○必要に応じて実施予定○検討中○実施すべきだが実施に至っていない
	不明	4	
回答数		69	

※「事後評価を実施していない」と回答した計画のうち自由回答を内容事に分類したもの

■基本構想策定後の見直し状況

(1) 基本構想の策定後の見直し状況について

	計画数	割合(%)
基本構想策定後5年以内に見直しを実施した	6	1.2
基本構想策定後5年以内ではないが見直しを実施した	25	5.2
今後、見直しを予定している	108	22.4
見直しは実施していない	214	44.4
無回答	129	26.8
計	482	100

(2) 見直しを行っていない理由(該当する者全て)

	計画数	割合(%)
協議会において見直しが必要でないとの意見があったため	1	0.5
事後評価や事業の進捗管理を行う中で見直しは不要であると判断したため	46	21.5
見直しをすべきだが人員・財政的な課題等で対応できていない	70	32.7
その他	82	38.3
回答母数	214	-

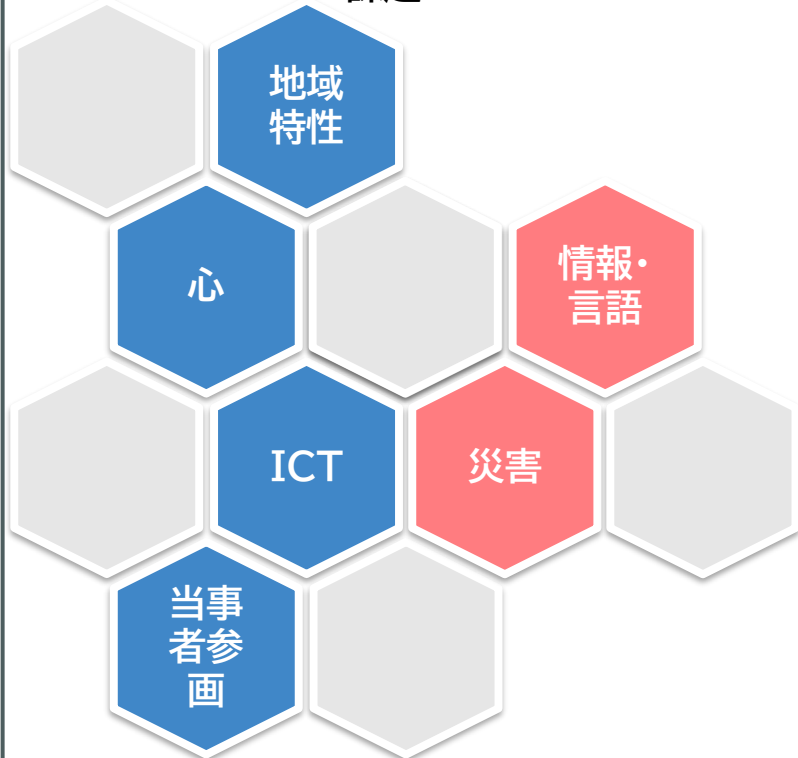
※その他：「目標年次後も継続して事業を進めることとなっている」「個別事業ごとで対応を図っている」「特定事業の推進を優先している」「既存計画が未完了のため」「検討体制がない」「見直しを想定していなかった」「必要性がない」「整備が完了している」等 回答対象は「見直しは実施していないとした計画」

バリアフリー基本構想に期待すること

法の目的と現状

- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物において、移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを法の目的としている。
- 高齢者、障害者等にとって、日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを基本理念としている。
- 「地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくり」、「心のバリアフリー」、「ICT活用」、「当事者参画」を主要課題として、対応方針をとりまとめ、バリアフリー法に基づく基本構想のスパイラルアップ（見直し更新）を行う自治体を増やすという目標を新たに設定するなど、更なる促進を図るための第4次バリアフリー整備目標を最終とりまとめ。

課題



取組

- ◆ 基本構想作成後の当事者参画や継続的な取組によるスパイラルアップ(当事者参画によるバリアフリー施策の見直しや改善を継続的に実施)
- ◆ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(情報アクセシビリティ法)を踏まえた情報提供やコミュニケーション方法の充実
- ◆ 日常生活又は社会生活等を営む上で、同一の情報共有を図る。(視覚障害、聴覚障害、発語障害、外国人等⇒点字・音声・手話・筆談・テキスト化・文字変換・多言語・ピクトグラム等及びWebアクセシビリティを確保した情報提供の取組)
- ◆ 災害発生時に備えた情報提供のあり方(商業施設・公共交通等及びハザードマップや避難経路の周知)や、避難経路のバリアフリー化(音響信号、視覚障害者用誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置等)、また、災害避難場所(公立小中学校等)のバリアフリー化(エレベーターや段差解消、バリアフリースイレ等)、及び避難所内等における周囲の障害者理解の啓発
- ◆ 建築物新設や大規模改修等における事後確認のみならず、建築プロジェクトの設計段階や施工前等の当事者参画の実施
- ◆ 障害の「社会モデル」理解に向けた教育啓発や、車椅子利用者用駐車場や優先駐車区画の利用者理解や、優先席等の適正利用等広報等啓発の取組



「KOTOBAL」

透明ディスプレイを使用した多言語通訳ツール
外国語対応、音声筆談、手話通訳をタブレットで行う。

出典:コニカミノルタ株式会社「KOTOBAL」
<https://kotobal.konicaminolta.jp/transparentdisplay>



「耳で聴くハザードマップ」

災害時に最寄りの避難場所情報をすべて音声で案内。
災害に備えるためのハザードマップですが、「見えない」視覚障害者は理解が困難です。

出典:Uni-Voice事業企画株式会社
<https://www.uni-voice.co.jp/>



線路

踏切内誘導表示

視覚障害者
誘導用ブロック

「視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示」
視覚障害者が、①踏切の存在を認識し、②踏切内にいることを識別でき、③線路や車道に逸脱することなく、
④発災時に正しく対処できることを目的として
表示方法を規定。

文部科学省公表の「今後の学校施設のバリアフリー化の推進に関する取組について」
(令和7年8月)では、以下のバリアフリー化の
ポイント等を推進指針に反映

○障害の有無に関係なく、一緒に学び、生活し、どの児童・生徒にとってもウェルビーイングを確保の観点

○物理的な障壁だけでなく、五感に関するものや情報アクセスなど、あらゆるものが障壁になる可能性があることを考慮

○水害発生時に垂直避難への対応の重要性や避難所整備やまちづくりと連携

○当事者参画の重要性や当事者参画を通じたバリアフリー化の質の向上や心のバリアフリーの推進の取組に繋げる

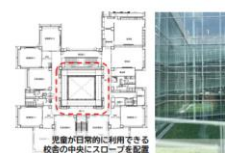
【新築】国立市立国立第二小学校



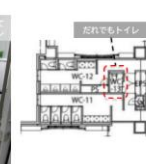
「整備のポイント」

- ・国立市が掲げる「フルインクルーシブ教育」の理念のもと、バリアフリーに配慮した学習空間を整備
- ・バリアフリーの検討に当たっては、障害者団体から意見を聴取し、スロープを設置するなどの当事者参画を実施。また、他の施設で障害当事者から意見があった手洗い場などのバリアフリーについても当該施設の設計の際に反映
- ・スロープについては、障害の有無にかかわらず、日常的に児童生徒が使用できる学校の中心に配置
- ・バリアフリートイレを各階に設置。加えて、車いす使用者も使用できる広さのだれでもトイレを各階に設置
- ・十分な幅のある廊下とともに、車いす使用者の円滑な移動に配慮して、支障物がないように配慮
- ・災害や火災等の避難のために、車いすも乗り入れ可能な降下型避難器具を設置

当事者（団体）の意見反映により整備されたスロープを日常動線として設定したことなどにより、障害のある児童も、他の児童と一緒に移動・生活することを可能としている



【新築】国立市立国立第二小学校



児童数 小学校530人
学級数 21クラス
(うち特別支援学級4クラス)

施設情報 RC造地上3階建て
延床、159㎡、 令和6年築（校舎）